

## 議会あり方検討会要綱

### (目的)

第1条 地方分権の推進に伴い、議会の権能の拡充が求められる中、議会を活性化し、市民に開かれた議会を目指し、高槻市議会の今後のあり方について検討するため、議会あり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 検討会は、副議長並びに議会運営委員会の委員数に準じて各会派から選出された代表者及び2人会派からの代表者及び無所属議員の代表者1人の委員をもって構成する。

### (任期)

第3条 検討会の委員の任期は、概ね1年とし、副議長にあっては副議長の任期、補欠委員にあっては前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (座長及び副座長)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。

2 座長は副議長をもって充て、副座長は委員の互選とする。

3 座長は、検討会の事務を総理し、検討会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会は、座長が招集し、会議を主宰する。

2 検討会は、原則として委員全員が出席して会議を開くものとする。ただし、委員に事故があるときは、当該会派に所属する議員のうちから代理者を出席させることができる。

3 前項の規定により代理者を出席させる場合は、座長にその者の氏名を届け出なければならない。

4 会議の決定は、全会一致とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

( 検討会の所掌事項 )

第 6 条 検討会の所掌事項は次のとおりとする。

- ( 1 ) 傍聴対応について
- ( 2 ) 議会の広報活動について
- ( 3 ) 議会だよりについて
- ( 4 ) 議会の見える化について
- ( 5 ) 議員定数について
- ( 6 ) 議員報酬について
- ( 7 ) 政務調査費について
- ( 8 ) 審議会委員について
- ( 9 ) 行政視察について
- ( 10 ) 本会議運営について
- ( 11 ) 委員会運営について
- ( 12 ) 議会基本条例について
- ( 13 ) 住民の参加について
- ( 14 ) その他

( 報告 )

第 7 条 座長は検討会で決定した事項については速やかに議長に報告するものとする。

( 検討会の傍聴 )

第 8 条 検討会の会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは非公開とすることができ。

2 傍聴人の数は、20人とする。

3 受付開始時に前項に規定する傍聴人の数を超過している場合は、抽選により決定する。

( 記録 )

第 9 条 検討会の記録は出席者氏名及び会議の協議結果とする。

( 委任 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 4 日から実施する。